

人と自然が共生するまち 循環都市いわき

いわき市環境基本計画 (第三次)

【素案】

概要版

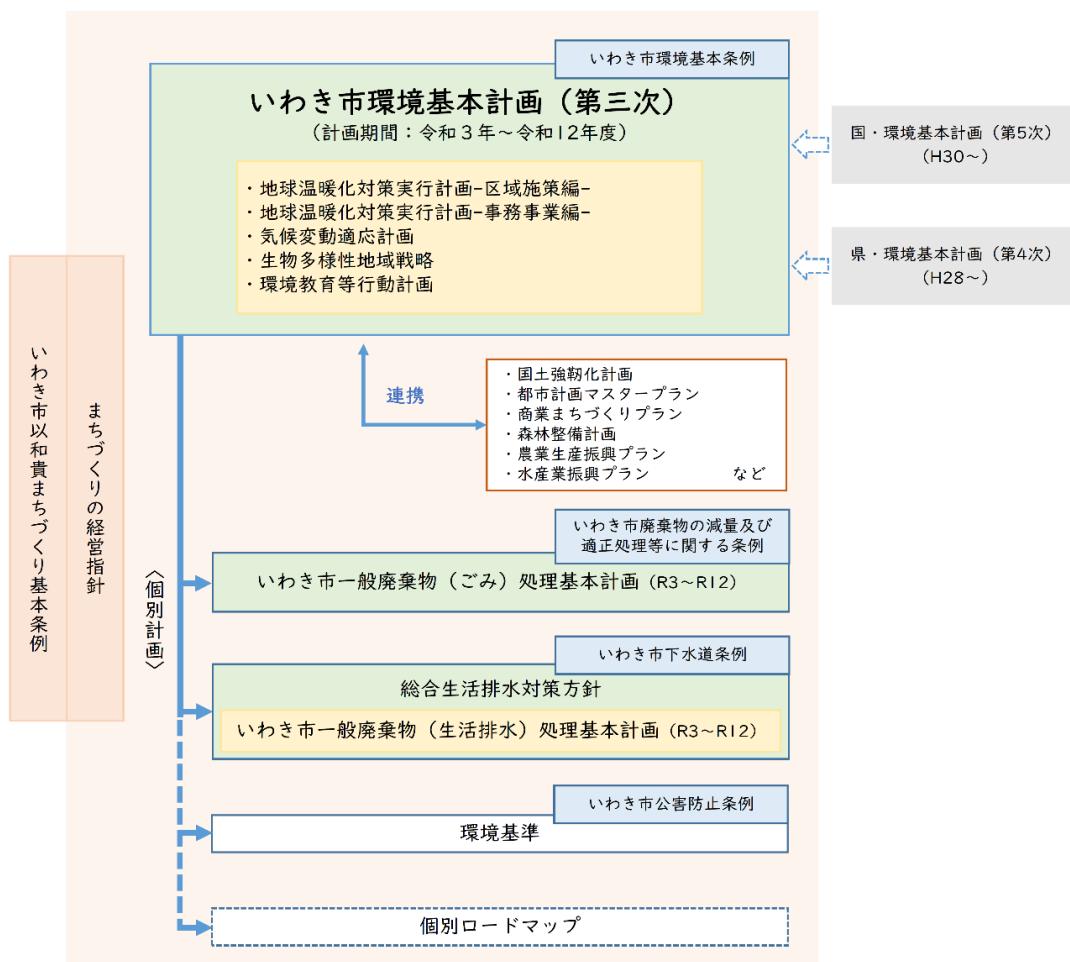
いわき市環境基本計画について

計画策定の背景

本計画は、市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画であり、平成28年2月に策定された「市環境基本計画（第二次）一部改定版」の計画期間終了及び近年の社会動向や国県における環境政策の方向性などを踏まえ策定したものです。

計画の位置づけと関連計画との関係

本計画は、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という共創の理念を基本に、環境に関する個々の計画や他分野の関連計画等との連携を図りながら、市の環境政策を進めています。



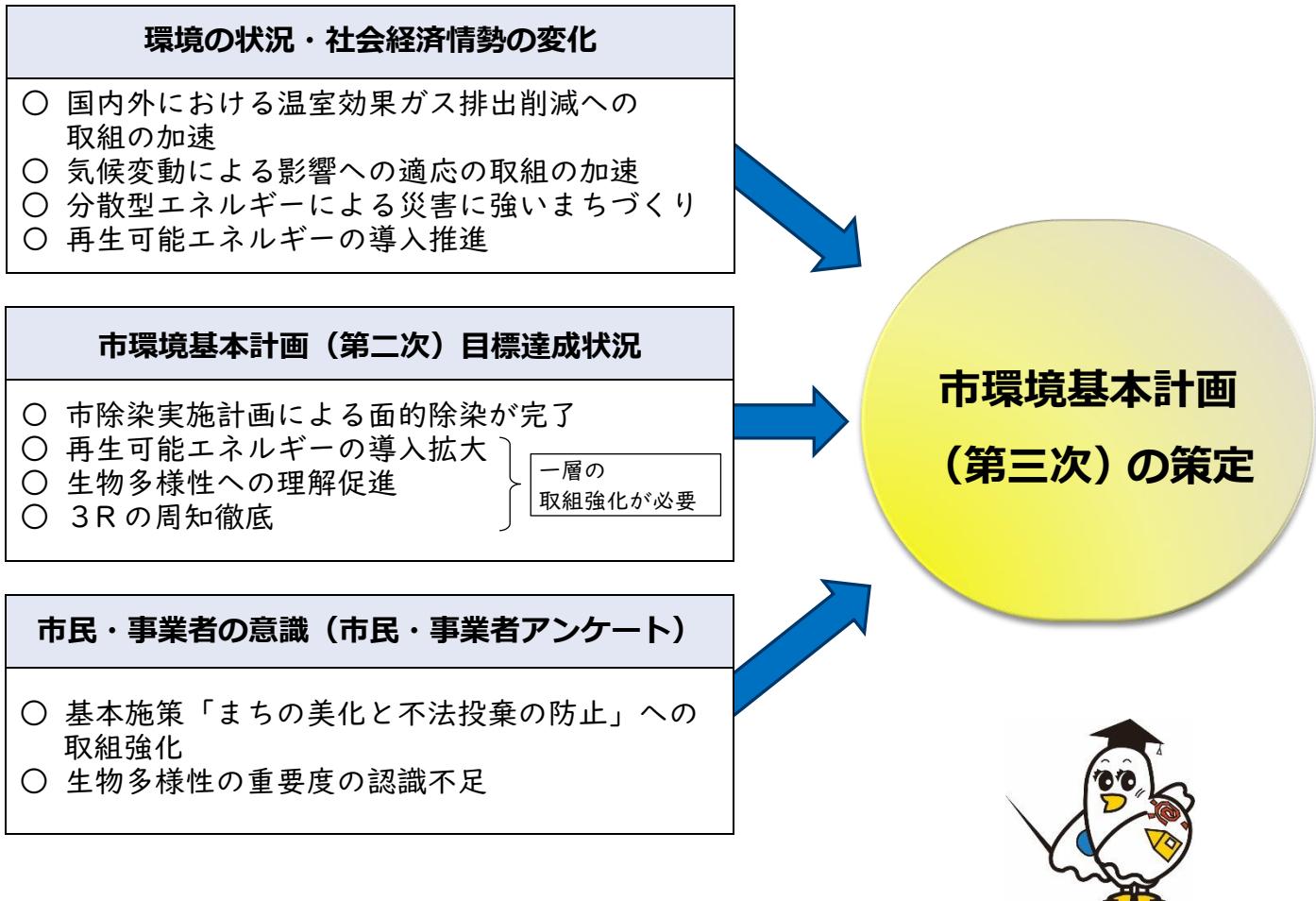
計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間。

なお、市を取り巻く環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、目標の達成状況・施策の推移状況などを踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

加えて、現在、国が検討を進めている「脱炭素社会の実現」に向けた取組については、今後の国や福島県での動向等を踏まえ、必要な対応を進めます。

計画策定のポイント



市環境基本計画（第三次）策定のポイント

- 1 基本目標「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】」を新たに設定**

令和元年東日本台風等を踏まえ、生活環境の基盤となる大気・水等の保全、及び自然災害への対応に加え、前計画における「原子力災害からの環境回復」と併せ設定しました。
- 2 基本目標「みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】」を新たに設定**

前計画の「計画推進の仕組み」を、各基本目標が、それぞれ独立した目標ではなく、相互に密接に関連し、施策を統合的に展開し同時実現することを目的に、各基本目標を下支えする基本目標として設定しました。
- 3 既存の目標・施策体系（【低炭素】【循環】【共生】）は維持し、継続した取組の推進**

基本目標の整理を行う一方で、環境保全施策は長期的かつ継続的な取組が必要であり、また、国及び県の方向性との整合を図るため、基本的な目標・施策は維持します。
- 4 本市の地域特性を生かした取組の推進**

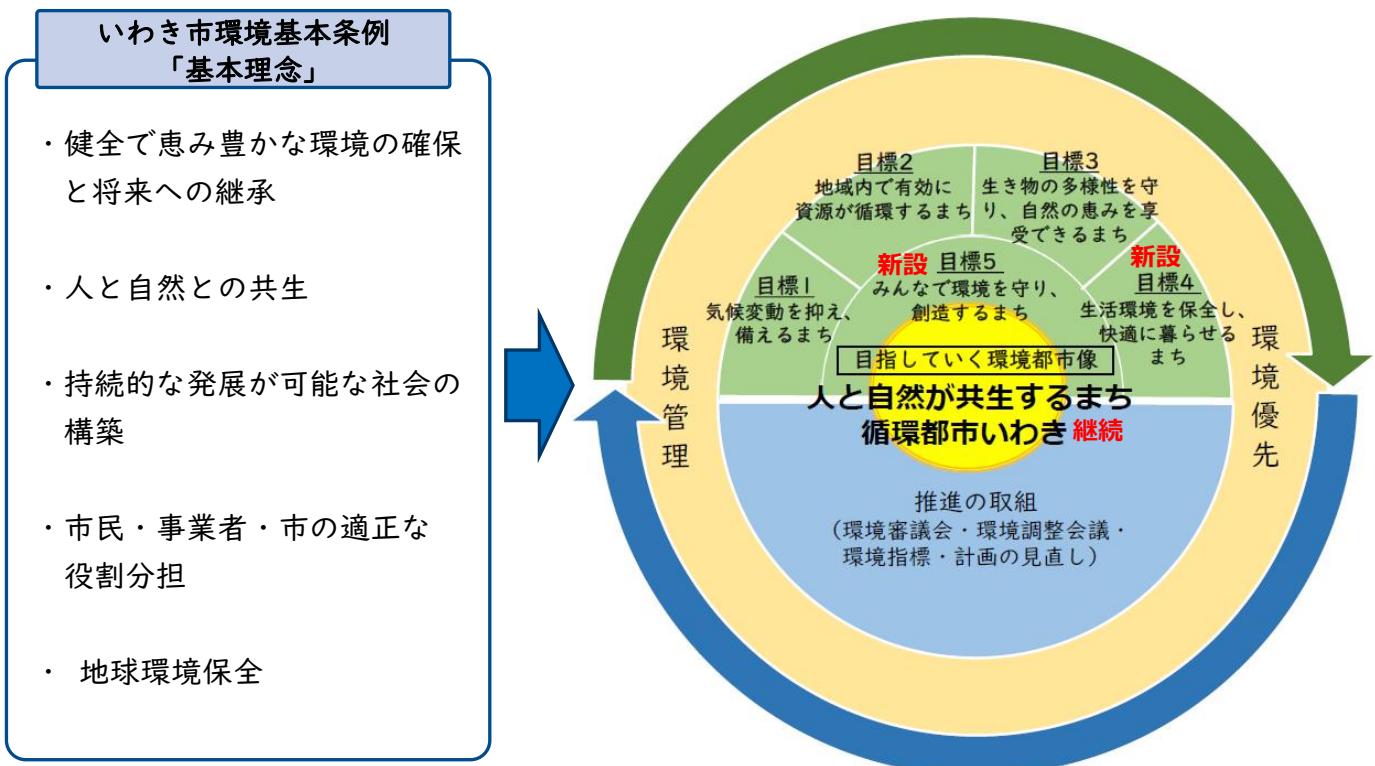
本市内で期待される再生可能エネルギーの導入拡大に向けた施策や次世代エネルギー社会の構築に向け、蓄電池や水素などの利活用を拡大する施策等について取り組みます。
- 5 地域気候変動適応計画を策定し、市環境基本計画に統合**

気候変動適応法の制定を踏まえ、「気候変動への対応」として節立てし取り組みます。市民等が本市の環境施策を一体的に把握できるよう、市環境基本計画と統合しています。

「目指していく環境都市像」

市環境基本条例に定める「基本理念」を踏まえ、目指していく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げ、市民、事業者及び市が適正な役割分担のもと、一体となって取組を推進することで、この環境都市像の実現を目指します。

「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」に向けた統合的な取組



環境政策に関わる社会動向や、国や県における環境政策の方向性などを踏まえ、本市が目指す環境都市像を実現していくため、4つの環境分野別（低炭素、循環、共生、安全・快適）に基本目標を設定します。

この4つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の一つとして、支える仕組みを設定することで、下支えのもと総合的な施策を展開します。

なお、市民・事業者・市の各主体があらゆる活動・場面において、環境の保全を優先的に考え、常に環境の状態を把握し、また、環境への影響を予測・評価しながら行動する、「環境優先」と「環境管理」の2つの考え方をあらゆる施策（行動）展開の基本とします。

基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】



異常気象の頻発、気候システムの急激な転換、生態系への影響、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など地球温暖化の危機に対応するため、温室効果ガスを削減する低炭素化社会を目指し、次世代エネルギー社会の構築や省エネルギーの推進による化石燃料の使用抑制を図るとともに、避けることのできない気候変動の影響に対して、本市に将来起こり得る具体的な影響を考慮し、「気候変動を抑え、備えるまち」を目指します。

現状と課題

- 地球温暖化対策
- 再生可能エネルギーの導入
- 水素社会の実現を見据えた取組

- 着実な省エネルギーの促進や
エネルギーの有効利用
- 温室効果ガスの削減への取組

- 気候変動への影響に備える「適応」への
理解
- 将来予測される被害の回避・軽減等を
図る取組

施策の展開

- (1) 次世代エネルギー社会の構築
 - ① 再生可能エネルギー利用の促進
 - ② 蓄電池・水素の利活用の拡大

- (2) 徹底した省エネルギーの推進
 - ① 省エネルギー設備・機器の導入促進
 - ② 「COOL CHOICE」の普及啓発

- (3) 気候変動への対応 **新設**
 - ① 気候変動の影響に関する普及啓発
の推進
 - ② 想定される影響への対応策の検討

●ことば● 地球温暖化

大気中の温室効果ガスの増加により、地球の温度が上昇し、極端な気象現象や生態系の損失などのリスクの増大を招くとされています。自然生態系及び人間社会に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる必要があります。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持ち、地球温暖化の原因ともなる大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスを温室効果ガスと呼びます。石油や石炭等の化石燃料を消費する人間活動が、大気中の温室効果ガスを急速に増加させているとされ、温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要があります。

気候変動（地球温暖化）への対応

地球温暖化対策には、緩和（温室効果ガス排出を抑制すること）と、適応（緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくこと）があります。例えば、夏季の高温を利用して亜熱帯地方の果物を栽培し新しい市場を切り開くなど、地球温暖化のプラス面を積極的に生かすという考え方もできるでしょう。

基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】



天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、環境破壊、有害廃棄物の不適正処理などによる環境汚染など、資源の浪費による危機に対応するため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、環境への負荷をできる限り少なくする「地域内で有効に資源が循環するまち」を目指します。

現状と課題

- ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上
- 食品ロスの削減への取組
- プラスチックごみ排出抑制への取組
- 廃棄物の不適正な処理
- 処理施設の適正な運用
- 散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくり
- 不法投棄の防止への取組

施策の展開

(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立

- ① 3Rの推進
- ② 食品ロス対策
- ③ プラスチック排出抑制対策

(2) 廃棄物の適正処理

- ① 一般廃棄物の適正処理
- ② 産業廃棄物の適正処理

(3) まちの美化と不法投棄の防止

- ① まちの美化
- ② 不法投棄の防止

循環型社会づくりのイメージ

●ことは●

発生抑制（リデュース）

製品を長く使ったり生産工程で出るごみを減らしたりして、ごみを減らすこと。

再使用（リユース）

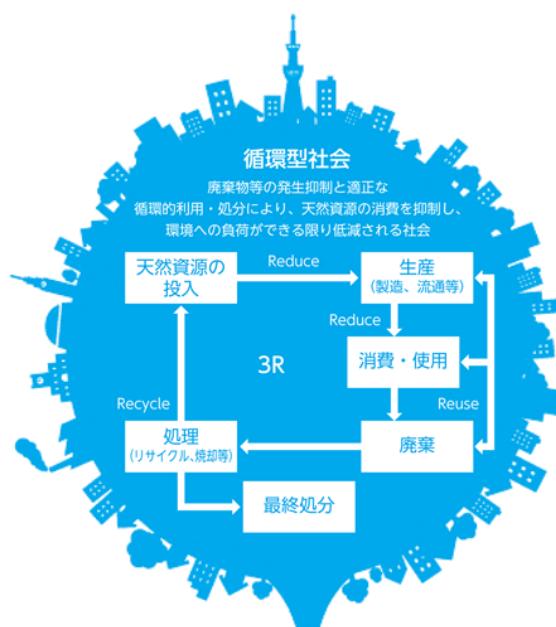
一度使用して不用になったものを、そのままの形でもう一度使うこと。

再生利用（リサイクル）

ごみを利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。

熱回収

ごみを単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。



基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】



生物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれ、種の絶滅のおそれ、里地里山における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来生物による在来の生態系のかく乱、美しい景観の損失など、生態系の危機に対応するため、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形であらゆる社会経済活動を自然に調和したものとし、さまざまな自然とのふれあいの機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち」を目指します。

現状と課題

- 生物多様性への理解不足
- 環境負荷の少ない継続的な自然とかわりあいを通じて、森林緑地などの保全と創造
- 農作物や日本固有の生態系等に影響を与える生態系被害防止外来種の流入
- 公益的機能を持つ森林、里地里山、河川及び海などの保全と創造
- 地域固有の生物相や景観への理解
- 有害鳥獣被害の拡大
- 既存施設等の有効活用や活発な市民活動・学校などとの連携を図りながら、自然とふれあう機会の創出

施策の展開

- (1) **生物多様性への理解の促進** 新設
 - ① 環境教育、自然環境調査の実施
 - ② 希少動植物の保全
 - ③ 生態系被害防止外来種への対応
- (2) **生物多様性の確保**
 - ① 森林・農地・河川等の保全
 - ② 緑地の保全と緑化の推進
 - ③ 景観・天然記念物等の保全
 - ④ 鳥獣被害への対応
- (3) **自然とのふれあいの機会の創出**
 - ① 人と自然のふれあいの充実
 - ② 公園・緑地の整備と管理の推進

●ことば●

生物多様性

生息する生物の多様さとその生息環境の多様さを「生物多様性」といいます。生態系は地域の環境に合った多様な生物種が生息するほど健全であり、安定しています。

特定外来生物

海外起源の外来生物で、日本固有の生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物をいいます。セイタカアワダチソウやミシシッピアカミミガメなど、外来生物ではありますが、特定外来生物には指定されていないものもあります。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられています。

基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】新設



3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう

市民が安全に、安心して生活できるよう、健全で恵み豊かな市の環境を確保・継承することは、健全な社会活動を行ううえでの基盤となるものです。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、今も残る市民の不安の払拭や、令和元年東日本台風等により、甚大な被害となったことを踏まえ、災害への対応を進める必要があります。

これらの現状を踏まえ、誰もが安全に、安心して暮らせるよう、「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち」を目指します。

現状と課題

- 大気汚染物質等の排出抑制対策
- 生活排水の適正処理（下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進）
- 防災力の強化
- 災害に強いまちづくり
- 生活空間における面的除染の完了
- 中間貯蔵施設への除去土壌の輸送

施策の展開

(1) 大気・水等の保全

- ① 大気・水環境等の監視の継続
- ② 発生源対策
- ③ 生活排水対策の推進

(2) 自然災害への対応 新設

- ① 自然災害への対応
- ② 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

(3) 放射性物質への対応

- ① 状況に応じた除染
- ② 空間線量モニタリング

●ことば●

環境基準

健康の保護及び生活環境の保全上、維持されることが望ましい基準として国が定めるもの。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音などの項目ごとに物質の濃度や音の大きさなどの数値を定めています。

分散型エネルギー

比較的小規模で、かつさまざまな地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念になります。分散型エネルギーには、「使用する創エネルギー機器による違い」や「電気・熱といったエネルギー形態の違い」など、さまざまな形態が存在します。

シーベルト

シーベルト（記号はSv）は、身体に受けた放射線の量を表す単位です。放射線を受ける量は、どれだけの強さの放射線を、何時間受けたかによって決まります。このため、放射線の強さを表す単位として、1時間当たりのシーベルト（記号はSv/h）が用いられます。シーベルトの値は、普段、私たちの身の回りにおける値として大き過ぎるので、千分の一に当たるミリシーベルト(mSv)や、百万分の一に当たるマイクロシーベルト(μSv)が用いられます。



計画を着実に推進し、目指していく環境都市像「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現を図るために、市民、事業者及び市などあらゆる主体が適正な役割分担の下、お互いに連携・協力しながら自主的かつ積極的に環境の保全に取り組んでいく必要があります。

現状と課題

- 市民及び事業者の自主的かつ積極的な取組
- 市民一人ひとりや事業者の環境に対する関心と理解を深め、意欲を具体的な行動につなげるための支援
- 多様化・複雑化した環境問題の解決向け、各主体の協働した取組
- 市民、事業者及び市が、相互に協力し合い、人と自然とが健全に共生できるまちづくりを推進
- 市自らが、一事業者・一消費者として、率先した環境配慮を実施

施策の展開

(1) 環境保全活動の促進

- ① 市民の環境保全活動の促進
- ② 事業者の環境保全活動の促進
- ③ 環境教育の推進

(2) 協働による環境保全

- ① 各主体との協働
- ② 各主体との連携
- ③ 関係機関との連携

(3) 市の率的な活動の実施

- ① 事務事業に伴う環境への負荷の低減

●ことは● SDGs

2015（平成27）年に開催された国連総会において、掲げられた「持続可能な開発目標」（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）（以下「SDGs」という。）であり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方を示されています。

主体別環境配慮指針

市民・事業者・市が、環境基本条例に掲げる責務のもと、本市が目指す環境都市像「人と自然とが共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、日常生活や事業活動において配慮すべき事項を例示したものです。

環境物品調達方針

環境負荷の低減に資する物品及び役務の調達を推進するため、本市が調達を推進すべき環境物品等の品目及びその基準並びに当該基準を満たす環境物品等の調達の目標を定めています。

環境指標による点検・公表

基本目標の達成に向けた施策の取組状況や、施策を実施することによって生み出される成果を「環境指標」として、その点検・評価を実施します。環境指標は、明確な点検・評価を行うため、できる限り定量的かつ継続的に把握できるデータを用います。

また、透明性のある点検・評価を行うため、施策の取組状況については、毎年、報告書にとりまとめ、公表します。

環境指標は、次のように各施策の体系ごとに設定しています。

基本目標	基本施策	No.	環境指標	基準値 (R1)	目標値 (R12)	単位	備考
【気候変動を抑え、備えるまち】	(1) 次世代エネルギー社会の構築	1	太陽光発電導入量	24,035	37,000	kW	累計値
		2	化石エネルギー消費削減量（原油換算時）	18,801	22,290	kl	累計値
	(2) 徹底した省エネルギーの推進	3	家庭から排出される市民一人あたりの温室効果ガス排出量	2.01	1.22	t-CO2/年	基準値はH25
		4	自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量	389.4	389.4	千t-CO2/年	基準値はH25
	(3) 気候変動への対応 新設	5	熱中症搬送患者数	207	減少を目指す	人/年	基準値は直近5か年の平均
		6	多面的機能支払交付金対象面積	2,542	算定中	ha/年	
		7	防災訓練参加者数	5,599	20,000	人/年	
【資源循環が内循環有するまち】	(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	8	一人一日当たりのごみ排出量	1,016	算定中	g/人・日	
		9	リサイクル率	22.4	22.0	%	
		10	食品ロス発生量	6,320	4,800	t/年	基準値はH29
	(2) 廃棄物の適正処理	11	産業廃棄物排出量	3,310	3,294	千t/年	基準値はH30
		12	産業廃棄物減量化・再生利用率	96.0	96.0	%	基準値はH30
	(3) まちの美化と不法投棄の防止	13	クリンピー応援隊参加者数	5,689	6,200	人/年	
		14	不法投棄監視サポーター登録者数	1,156	1,900	人/年	
【共生共自然き生の多様性を享受受を守り、まち】	(1) 生物多様性への理解の促進 新設	15	野生動植物等調査参加者数	2,549	7,000	人	累計値
		16	自然体験型イベントの開催数	31	50	回/年	
	(2) 生物多様性の確保	17	中山間地域等直接支払交付対象面積	1,200	算定中	ha/年	
		18	緑地協定面積	197.28	算定中	ha/年	
		19	保存樹林面積	6.02	算定中	ha/年	
		20	イノシシの推定生息数	13,352	7,689	頭/年	
	(3) 自然とのふれあいの機会の創出	21	森林ボランティア活動等参加者数	767	1,000	人/年	
		22	造林事業実施面積	16,388.94	21,093.30	ha	累計値

基本目標	基本施策	No.	環境指標	基準値(R1)	目標値(R12)	単位	備考
「快生活に環境・暮らしを保てる全まち」 新設	(1) 大気・水等の保全	23	大気環境基準達成率	87.3	100.0	%	
		24	水質（河川）環境基準達成率	100.0	100.0	%	
		25	汚水処理人口普及率	86.4	95.2	%	
	(2) 自然災害への対応 新設	再掲	熱中症搬送患者数 (新)	207	減少を目指す	人/年	基準値は直近5か年の平均
		再掲	多面的機能支払交付金対象面積 (新)	2,542	算定中	ha/年	
		再掲	防災訓練参加者数 (新)	5,599	20,000	人/年	
「創み支えするで仕組みを守り、 環境を守り、 まちを守り、 み」 新設	(1) 環境保全活動の促進	26	ISO14001・エコアクション21認証取得事業所数	86	110	件/年	
		27	出前講座参加者数 (新)	1,587	5,000	人	累計値
	(2) 協働による環境保全 (3) 市の率いる活動の実施	28	環境アドバイザー派遣事業の受講者数	14,808	20,000	人	累計値
		29	市本庁舎等におけるエネルギー使用量の原単位	24.13	21.48	kWh/m ²	
		30	再生可能エネルギー率先導入件数	121	増加を目指す	件	累計値
	参考指標	参1	市内全体からの温室効果ガス排出量	4,900	3,820	千t-CO ₂ /年	基準値はH25
		参2	市役所等からの温室効果ガス排出量	算定中	算定中	千t-CO ₂ /年	



再生可能エネルギーの導入

(いわき市医療センター)



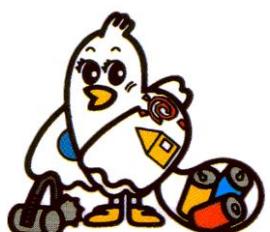
野生生物生息生育調査事業

親子自然探訪会

施策の展開[抜粋]

基本目標	基本施策	施策の例・方向性
気候変動を抑え、備えるまち 【低炭素】	(1) 次世代エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等の利用に対する普及啓発 ・本市内で期待される再生可能エネルギー導入可能量や課題等を分析することにより、再生可能エネルギーの導入促進 ・燃料電池自動車や電気自動車などクリーンエネルギー自動車の導入促進
	(2) 徹底した省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、LED照明や高効率給湯器など省エネルギー関連機器の普及啓発 ・省エネルギー行動の実践につながる情報の提供 ・鉄道、バスなどの公共交通機関の利用促進
	(3) 気候変動への対応 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなどを活用し、気候変動の影響に備える「適応」への理解と実践につながる情報の提供 ・熱中症に関する注意喚起やクールシェアスポットの提供など、夏季の情報発信の強化
地域内で有効に資源が循環するまち 【循環】	(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や市内外の事業者と協働し、発生抑制を主眼とした各種3R施策を推進 ・食品ロス削減の重要性に関する意識の醸成
	(2) 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターや最終処分場など市処理施設の安定的かつ効率的な処理体制の構築 ・循環型社会の形成に寄与する新技術の導入などを啓発し、環境負荷の低減を促進
	(3) まちの美化と不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化や環境美化に対するモラルの向上を図るため、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の推進や「クリンピー応援隊」への支援を実施 ・不法投棄に対する監視強化のため、関係機関との連携のほか、市民への啓発や不法投棄監視サポーターによる活動を推進
生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち 【共生】	(1) 生物多様性への理解の促進 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの推進など生物多様性に関する学習機会の創出 ・民間事業者による開発行為に対し、関連法令に基づき、希少野生動植物や在来種への影響の回避・低減について意見・指導 ・生態系被害防止外来種の駆除を体験・学習するイベントを実施
	(2) 生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する多面的機能を十分に發揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多岐にわたる森林整備を推進 ・健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木または保存樹林として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木等を活用し、緑の保護・育成 ・学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存 ・個体数に留意しながら鳥獣被害対策を実施
	(3) 自然とのふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会やエコツアーや、自然環境や生物多様性に関する普及啓発を目的とした自然体験型イベントを実施 ・間伐などの森林整備を推進

基本目標	基本施策	施策の例・方向性
生活環境を保全し、快適に暮らせるまち 【安全・快適】 新設	(1) 大気・水等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染物質を監視 ・市内の河川、海域における水質汚濁の状況を把握するため、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質を監視 ・公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水等の生活排水処理施設が有するそれぞれの特性などを十分に考慮しながら、効果的・効率的に生活排水対策を推進 このうち、公共下水道については、未整備区域の早期解消を図り、下水道等以外の区域については、合併処理浄化槽の普及を促進
		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化支援（再掲）
		<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地域内循環、IoT技術等の活用、及び省エネ型ライフスタイルへの転換などを組み合わせた、スマートシティモデル構築に向けた取組について検討
	(2) 自然災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活空間を中心にホットスポットが発見された際は、国及び県と協議のうえ、線量低減の方法等を検討し、必要に応じて線量低減作業を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・市内2,000か所の空間線量を年2回測定し、「iマップ」（いわき市放射線量測定マップ）に公表するなど、きめ細かい空間線量モニタリングを実施
	(3) 放射性物質への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「市役所出前講座事業」により、さまざまな環境問題や市の取組や対応などの情報を紹介 ・事業者等が実施する環境保全活動や自然観察会等への支援 ・教育機関との連携を強化し、環境教育・環境学習の積極的な展開の推進
		<ul style="list-style-type: none"> ・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」による地域の美化活動を継続して実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境の日（6月5日）または環境月間（6月）等に合わせ、環境保全についての关心と理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるための普及啓発を実施 ・環境問題への対応や事業展開においては、地球温暖化防止活動推進センターなど、各分野における専門関係機関・専門職との連携・活用を図る。
みんなで環境を守り、創造するまち 【支える仕組み】 新設	(1) 環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガスなどのエネルギー及び事務用品等の使用量の削減、節水、適正な室温管理、クールビズ・ウォームビズ及び緑のカーテンの実施などにより、エネルギー消費を抑制 ・公用車のエコドライブ、職員のノーマイカー通勤を推進 ・物品調達において、グリーン購入を推進



市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）[抜粋]

【市民】

基本目標	基本施策	期待される役割
気候変動を抑え、備えるまち 【低炭素】	(1) 次世代エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。 ・学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。
	(2) 徹底した省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)などにより、家庭におけるエネルギー消費状況の把握に努めます。 ・住宅の新築や改修、機器等の導入の際は、エネルギー効率が高いものを検討します。
	(3) 気候変動への対応 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな水分補給や適切なエアコンの使用により熱中症を予防します。 ・感染症を媒介する蚊が育つ水たまりを作りません。
地域内で有効に資源が循環するまち 【循環】	(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・詰替えや充電、長期間の使用が可能な商品、またはリサイクル商品を積極的に購入し、使い捨て商品は極力購入を控えます。 ・食材購入は適量とし、食べきれる量だけ調理します。また生ごみの水切りを徹底し、なるべく堆肥化するとともに、地域で利用・循環できる仕組みづくりを検討します。
	(2) 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底します。 ・大型ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づいて処理します。
	(3) まちの美化と不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市民総ぐるみ運動をはじめ、地域の美化活動等に積極的に参加します。 ・ポイ捨ては絶対にしません、させません。また、見つけたごみは拾い、ごみを捨てられない環境をつくります。
生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち 【共生】	(1) 生物多様性への理解の促進 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な動植物等に興味を持つとともに、むやみに採取したり傷をつけたりしません。 ・外来生物等を遺棄したり、逃がしたりしません。
	(2) 生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
	(3) 自然とのふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、学校等を通じ、身近な環境について学びます。 ・自然観察会や自然体験活動等に積極的に参加し、山や河川、海等の自然とのつきあい方を学びます。
生活環境を保全し、快適に暮らせるまち 【安全・快適】 新設	(1) 大気・水等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・排水ネットの利用や合成洗剤の利用の削減、油汚れの拭き取りなど、生活排水の環境負荷低減に努めます。
	(2) 自然災害への対応 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害への備えを心がけます。 ・太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギー利用機器の導入に努めます。
	(3) 放射性物質への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に対する正しい理解に努めます。

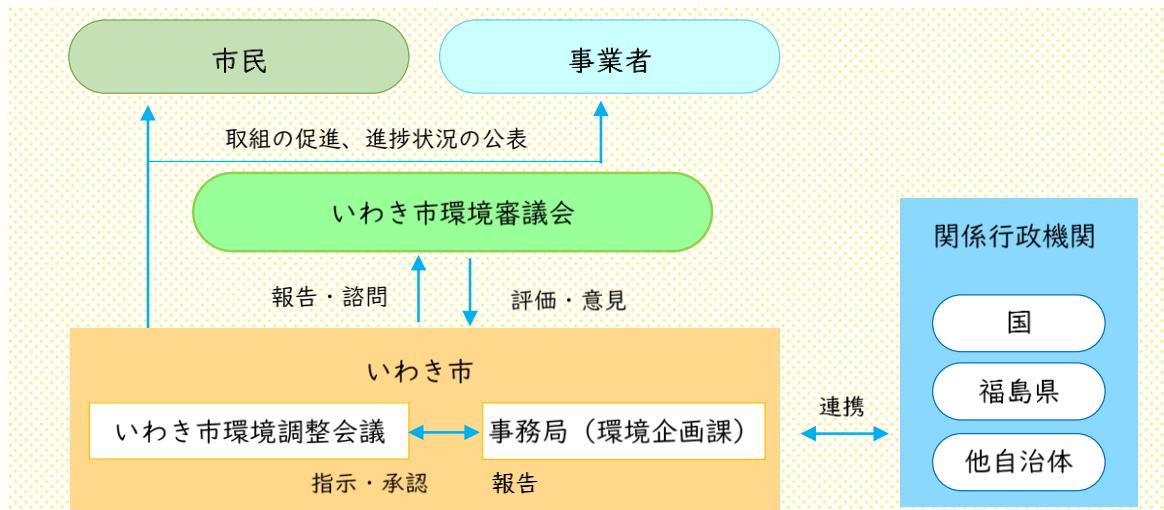
【事業者】

基本目標	基本施策	期待される役割
気候変動を抑え、備えるまち 【低炭素】	(1) 次世代エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発を進めます。
	(2) 徹底した省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入し、自らの環境負荷を適切に把握します。 ・エコドライブの徹底や効率的な配送システムの構築、クリーンエネルギー自動車などの購入等に努めます。
	(3) 気候変動への対応 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の品質低下を防ぐため高温耐性品種の開発や普及を進めます。 ・従業員の安全や健康を確保するため、気象災害や熱中症などへの対応を積極的に進めます。
地域内で有効に資源が循環するまち 【循環】	(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、分別を徹底します。 ・備品などはできるだけ長く使用するとともに、購入する際は再使用や再生利用が可能なりサイクル商品を選びます。
	(2) 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理は法令などを遵守し、野外焼却や不適切な保管は行いません。 ・産業廃棄物の処理は産業廃棄物管理票制度に基づき、処理経過を明確にします。
	(3) まちの美化と不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所周辺の美化活動などを積極的に行います。 ・地域の美化活動などに積極的に参加し、連携を図ります。
生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち 【共生】	(1) 生物多様性への理解の促進 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及びその周辺における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努め、植栽等においては、在来植物への影響を考慮します。
	(2) 生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らすなど、土壤等への環境負荷を低減します。 ・敷地内の緑地や所有する林地等は、間伐等を行うなど、適切な管理に努め、また、野生動植物の生息・生育状況等の把握に努めます。
	(3) 自然とのふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員やその家族が自然に親しむ機会が得られるよう配慮します。
生活環境を保全し、快適に暮らせるまち 【安全・快適】 新設	(1) 大気・水等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染物質の関係法令等を遵守するとともに、処理施設等の適切な整備、管理を行います。 ・公害防止協定等に基づき、汚染物質等の排出削減に努めます。
	(2) 自然災害への対応 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の整備や防災訓練を実施するなど、従業員や利用者等の安全を確保します。 ・地域内の経済循環が生まれる形での再生可能エネルギーの導入に努めます。
	(3) 放射性物質への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に対する正しい理解に努めます。

計画推進の仕組み

計画の実効性を確保し、施策の継続的な改善を図っていくため、環境マネジメントシステムの考えを取り入れ、「市環境審議会」及び「市環境調整会議」の2つの組織を軸として、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な改善を図ります。主に、市環境審議会がCheck機能を、市環境調整会議がAction機能を担います。

計画の進行体制及び進行管理のフロー



2020年度

PLAN

いわき市環境基本計画（第三次）の策定

2021年度～2030年度

【毎年度の進行管理】

Plan

事業計画の立案

Do

事業の実施

Check

実施結果（前年度）の点検・評価

Act

事業計画（翌年度）の改善

DO

CHECK

市民、事業者及び市による
環境配慮行動の実践

取組状況の点検・評価

ACT

適宜、計画を見直す

2030年度（予定）

ACT

PLAN

次期計画の策定

いわき市環境基本計画（第三次）とSDGsの関連

SDGsは、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、将来にわたって持続的な発展ができるよう、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

本計画の施策によって、SDGsの12個の目標達成に貢献することができます。

基本目標 1：気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】

関連性の高い SDGs					
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	15 陸の豊かさも守ろう

基本目標 2：地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

関連性の高い SDGs					
2 飢餓をゼロに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 	14 海の豊かさを守ろう

基本目標 3：生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】

関連性の高い SDGs					
6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	

基本目標 4：生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】 新設

関連性の高い SDGs					
3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	15 陸の豊かさも守ろう

基本目標 5：みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】 新設

関連性の高い SDGs			
4 質の高い教育をみんなに 	12 つくる責任つかう責任 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

環境ラベルの例

エコマーク		ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプI環境ラベル制度です。幅広い商品（物品、サービス）を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表しています。		カーボンフットプリントマーク 商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO ₂ に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定しています。
低排出ガス車認定		自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。		再生紙使用マーク 古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。上図の場合、古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。 ごみ減量化推進国民会議（現3R活動推進フォーラム）で定められたものです。
識別表示マーク				
	 PETボトル	 紙製容器包装	 プラスチック製容器包装	資源の有効な利用の促進に関する法律に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。

「環境ラベル」とは、「製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの」を、幅広く指す用語です。ある環境ラベル（マーク）が付いている商品は、そのラベル制度の認定基準を満たしていることを表しています。より環境に配慮した商品を選びたい場合は、マークに添付されている詳しい情報などを見て確認して下さい。

出典 環境省ホームページ

いわき市環境基本計画（第三次）【概要版】

令和3年3月

発行 いわき市生活環境部環境企画課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-1111（代）

0246-22-7528（直通）

市ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp>

E-mail kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp